

8月9日の大雨被害に関する 被災者支援制度のお知らせ ~第3版~

大雨災害により被災された方々への支援制度について、新たに追加となったもの、詳細が決定したものなどを更新しました。

更新された項目の番号には○印が付いていますので、ご確認ください。(軽微な修正を除きます)

- 被災者生活再建支援金(町)の詳細が決まりました。現在受付中です。
- 生活必需品の給与、応急仮設住宅への入居(賃貸型)を追加しました。
- (仮称)町事業者被災支援補助金の詳細が決まりました。対象者へ申請書を郵送します。

●くらしに関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	受付時期	担当課・機関
1	災害見舞金(町民用)	・被災された住家の代表者(1棟につき1名) ・8/9時点で被災家屋と同じ住所であること	自己の居住する住家(持ち家または賃貸住宅)の世帯主に対し、見舞金を給付 ・床上浸水以上…10万円 ・床下浸水…5万円 【必要書類】 町から送付された確認書、口座確認書類	9月12日～11月30日 ※対象者へ確認書を郵送済みです	総務課 総務班
②	被災者生活再建支援金(国)	大規模半壊 中規模半壊	居住する住宅が中規模半壊以上の被害を受けた世帯へ支援金を支給 《基礎支援金》 大規模:50万円(1人世帯:37.5万円) 《加算支援金》 大規模:建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円(1人世帯は3/4) 中規模:建設・購入100万円、補修50万円、賃借25万円(1人世帯は3/4) ※詳細はお問合せください 【必要書類】罹災証明書(原本)ほか	受付中	ほけん福祉課 福祉班
③	被災者生活再建支援金(町)	中規模半壊 半壊	居住する住宅が半壊以上の被害を受けた世帯へ支援金を支給 《基礎支援金》 30万円(1人世帯:22.5万円) 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	受付中	
4	住宅の応急修理	半壊等の損害を受け、現に自宅等で避難生活を送っており、自らの資力で応急修理することができない世帯	被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を町が応急的に修理 ・大規模半壊、中規模半壊、半壊の世帯:65万5千円以内 ・準半壊の世帯:31万8千円以内 【必要書類】罹災証明書(写)、修理前・中・後の写真、修理見積書、世帯全員分の住民票	9月12日～10月31日	建設管財課 都市計画班
5	災害援護資金の貸付	半壊以上	生活の再建に必要な資金を被害の大きさや所得状況に応じて貸付け 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	9月20日～11月30日	総合窓口課 生活衛生班
6	生活福祉資金制度による貸付	被災された方で、災害援護資金の対象外の方	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、住宅の補修、保全、改修等に必要な経費の貸付け 【必要書類】要確認	受付中	鯉ヶ沢町社会福祉協議会 82-1602
⑦	生活必需品の給与	半壊以上	生活必需品が不足している世帯に対して、必要最小限の生活必需品を現物給与 【必要書類】罹災証明書(写)	9月20日～10月4日	総務課 防災班

8	応急仮設住宅への入居(賃貸型)	住宅の被害が半壊以上に該当し、住宅として利用できない方 ※住宅の応急修理を実施した方も対象	住宅が半壊以上の被害を受け、住宅として利用できず、居住する住家がない方に対し仮設住宅(民間賃貸住宅)を供与(最長2年間) ※前ページ「4.住宅の応急修理」を併用の場合は、原則6か月 【必要書類】要確認	9月28日～10月31日	総務課 防災班
---	-----------------	--	--	--------------	------------

●税・保険料、医療、公共料金に関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	受付時期	担当課・機関
1	上下水道料金の免除	被災地域で上下水道に加入している方	被災者の8月分上下水道料金(基本料金・超過料金)を全額免除 (被災された方へは、毎月10日頃発行の納付書は発送されません。また、毎月25日の口座引落としもされません)	手続不要	水道課 上水道班 下水道班
2	証明手数料等の免除	被災された方	災害に伴う生活再建等のために必要な住民票・所得証明書等の手数料を免除	8月29日～令和5年3月31日	総合窓口課 戸籍年金班 課税班 納税班
3	国民年金保険料の免除	住宅、家財その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた方	被害程度や保険金・損害賠償金の程度により、国民年金保険料を免除 免除が承認される期間： 令和4年7月分から令和6年6月分 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	令和6年6月28日まで	総合窓口課 戸籍年金班
4	町税等の減免	個人住民税・国保税：中規模半壊以上 固定資産税：半壊以上	被害程度や所得状況等により減免 対象税目：個人住民税、固定資産税、国保税 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	10月1日～11月30日(予定)	総合窓口課 課税班
5	町税の徴収猶予	被災された方	町税を一時的に納付することができない方の徴収を猶予 【必要書類】 罹災証明書(写)、財産収支状況書	9月1日～10月31日	総合窓口課 納税班
6	所得税の軽減(確定申告)	被災された方	災害によって受けた損害については、雑損控除の適用を受けることができる 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	11月1日～12月28日	総合窓口課 課税班
7	所得税等の納税の猶予	被災された方	所得税及び復興特別所得税や法人税の納税猶予 【必要書類】 罹災証明書(写)または被災証明書	受付中	五所川原税務署 0173-34-3136
8	県税の減税	被災された方	被災の程度により、個人事業税、不動産取得税等の減免を受けることができる 【必要書類】 罹災証明書(写)または被災証明書	受付中	青森県西北地域県民局県税部 0173-34-3141
9	県税の納期限の延長及び徴収猶予	被災された方	県税の一部を納付できない方に対する徴収の猶予 【必要書類】 罹災証明書(写)または被災証明書	受付中	0173-34-3141
10	後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予	中規模半壊以上	後期高齢者医療保険料の減免及び徴収猶予(一定の基準を満たす場合) 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	9月1日～11月30日(予定)	ほけん福祉課 国民健康保険班
11	介護保険料の徴収猶予及び減免	中規模半壊以上	介護保険第1号被保険者(65歳以上の方)で、被害程度や所得状況等一定の要件を満たした場合に保険料の減免徴収を猶予・減免 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	9月1日～11月30日(予定)	ほけん福祉課 介護保険班
12	介護サービス利用料の減免	中規模半壊以上	介護保険サービスの利用者で、被害程度や所得状況等一定の要件を満たした場合に介護サービス利用料を減免 【必要書類】罹災証明書(写)ほか	9月1日～11月30日(予定)	
13	東北電力電気料金などの特別措置	被災された方	電気料金の支払期日の延伸、不使用月の電気料金の免除、工事費の免除など 【必要書類】要確認	内容ごとに異なるため、右記へお問合せください	東北電力カスタマーセンター 0120-066-774

14	NHK放送受信料の免除	半壊、床上浸水以上	令和4年8月から9月まで(2か月間)、被害を受けた建物の放送受信料を免除 【必要書類】免除申請書、罹災証明書(写) ※申請書はほけん福祉課福祉班で配布	受付中	NHK青森放送局 017-774-5116
----	-------------	-----------	---	-----	--------------------------

●子育てに関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	受付時期	担当課・機関
1	保育料の減免	家屋等財産が著しく損失を受けた方	被害程度により全額または半額免除 ・家屋全壊または半壊 ・借家財焼失または滅失 【必要書類】 減免申請書、罹災証明書(写)ほか	未定	ほけん福祉課 子ども家庭班
2	教科書等の再給与	住宅の全壊・半壊・床上浸水	住宅の全壊・半壊・床上浸水により教科書及び学用品の喪失もしくは損傷した児童生徒に再給与	給与完了	学校教育課 学校教育班
3	児童扶養手当の特別措置	住宅または家財などの財産について被害額がおおむね1/2以上の損害を受けた方	児童扶養手当の受給資格者であり、所得制限により支給が停止されている方について、所得制限の特例措置を講じる。 【必要書類】要確認	受付中	ほけん福祉課 子ども家庭班
4	母子父子寡婦福祉資金貸付金	被災された母子家庭、父子家庭及び寡婦	経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付け。災害により被災した家庭に対して償還金の支払い猶予などの特別措置を講じる 【必要書類】要確認	9月1日～11月30日(予定)	西北地方福祉事務所 0173-35-2156
5	高等学校授業料等減免措置	被災された方	授業料等の納付が著しく困難と認められる場合、授業料等の徴収猶予または減額、免除 【必要書類】罹災証明書	在学する高校へお問合せください	在学する高校
6	青森県国公立高校生等奨学のための給付金	被災された方	家計急変世帯への支援として実施した授業料減免措置の受給権者であり、保護者の住民税所得割が非課税相当(家計急変世帯を含む)である方に対し、教科書費や教材費などの授業料以外の教育に必要な経費について給付金を給付 【必要書類】要確認	在学する高校へお問合せください	在学する高校 ※県外の高校に在学する場合は、青森県教育庁学校施設課 017-734-9873
7	JASSO災害支援金〔(独)日本学生支援機構〕	半壊以上、床上浸水	次のすべてに該当する方に対し、支援金(10万円)を支給 ①日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の方 ②学生本人やその生活維持者が現に住んでいる家が、半壊以上、床上浸水となった方 ③学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める方 【必要書類】罹災証明書ほか	在学する学校へお問合せください	在学する学校
8	放課後ルーム負担金の免除	被災された方	放課後ルーム負担金を3か月間免除 【必要書類】 免除申請書、罹災証明書(写)ほか	9月1日～11月30日(予定)	ほけん福祉課 母子支援センター

●中小企業、商店等への支援に関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	受付時期	担当課・機関
1	災害見舞金(事業主用)	被災された店舗・事業所の事業主(8/9時点で営業している事業者) ※農業、漁業、不動産業、特定非営利活動法人以外	被災された店舗・事務所等の事業主に対し、見舞金1店舗あたり10万円を給付 【必要書類】 町から送付された申請書、被災証明書(写)、業種を証明できる書類(営業証明書など)ほか	9月12日～11月30日(予定)	※対象者へ申請書を郵送済みです 政策推進課 観光商工班

2	(仮称)町事業者被災支援補助金	被災され、事業を継続する意思のある事業者 ※農業、漁業、不動産業、金融機関、宗教法人、特定非営利活動法人以外	被災証明を受け、事業を継続する対象事業者に対し、店内の改修、設備・備品等の経費を1店舗あたり20%(上限あり)を補助 ・修繕等経費750万円～1,000万円は上限150万円 ・修繕等経費1,500万円以上は上限300万円 【必要書類】 町から送付された申請書、被災証明書(写)、業種を証明できる書類(営業証明書など)、修繕等が確認できる書類、経費の支払いを確認できる書類ほか ※修繕等事業完了後の支給になります	10月上旬～令和5年3月31日 ※対象者へ申請書を郵送します	政策推進課 観光商工班
3	町経営安定化サポート資金「災害枠」特別保証料補助金	被災された町内事業者(住所要件なし)	資金(設備資金・運転資金)の保証料を補助 限度額 1,000万円 期間 10年(据置2年)以内 利率 3年以内0.9%(3年超1.1%) 保証料 0.45%～1.90% 補助率 町全額 【必要書類】被災証明書(写)	9月7日～令和5年3月31日	政策推進課 観光商工班

●農林漁業への支援に関すること

番号	項目	対象となる方	支援内容	受付時期	担当課・機関
1	町農地等災害復旧事業費補助金	被災された農業者または農業者の組織する団体 ※40万円未満の小災害を対象	・対象農地等…①耕作している、または適正に保安全管理している農地／②農業用施設(用排水路、農業用ため池等)／③災害発生を町に報告した箇所であること ・補助対象経費…農地等を自力で現状復旧するために要する経費 ・補助率…補助対象経費の1/3以内でかつ13万3千円を限度とする額 【必要書類】要確認	9月22日～11月30日	農林水産課 環境整備班
2	農林漁業セーフティネット資金	被災された主業農業者等	農林漁業経営の再建に必要な資金(経営再建費、収入減補てん費等)の貸付け 借入限度額:600万円(要件を満たす場合は年間経営費等の6/12) 借入利率:0.25～0.55% 【必要書類】要確認	受付中	青森県農林水産部団体経営改善課017-734-9459
3	農林漁業施設資金(災害復旧)	被災された農業者等	次に該当する費用への貸付け ①被災した農舎、畜舎施設等、農機具及び運搬器具の復旧 ②果樹の改植または補植費用 借入限度額:負担額の80%または1施設当たり300万円のいずれか低い額 借入利率:0.25～0.60% 【必要書類】要確認	受付中	日本政策金融公庫青森支店 農林水産事業 017-777-4211

■罹災証明書・被災証明書の申請受付

- *申請できる方
 - ・罹災証明書:居住のために使用されている住家が被害を受けた方
 - ・被災証明書:住家以外の建物や家財などが被害を受けた方
- *受付期限 11月7日(月)
- *受付場所 役場 総合窓口課
- *受付時間 8:30～16:30(土日祝日を除く)
- ※各制度の対象となる方については、罹災証明書の「被害の程度」などにより判断されます。

■建築士による電話相談窓口の開設および現地相談の実施

- 被災者の住宅の補修・再建等に関する技術的な相談に応じます。(無料)
- *期間 9月5日(月)～9月30日(金) ※土日祝除く
- *電話相談窓口 9:00～16:00 ※12～13時除く
お問合せ後、建築士から折返し電話します
- *現地相談
日程調整後、建築士が現地相談に伺います
- *電話 (一社)青森県建築士事務所協会
017-773-1596

■役場1階 町民ホールに開設している「被災者支援制度の相談窓口」は、9月30日(金)をもって終了します。10月以降は、直接、担当課窓口でご相談ください。